第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨等

１　計画の目的

本計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格及び構成

本計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき小千谷市防災会議が策定した「小千谷市地域防災計画」のうち、本市における震災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

小千谷市地域防災計画は、本編の「震災対策編」並びに別冊の「風水害等対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。

３　関連計画との整合

本計画は、本市における地震防災総合対策の基本としての性格を有するものであり、国土強靭化基本法など他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、本計画と十分な調整を図るものとする。

４　計画の修正

本計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第４０条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

５　計画の習熟等

防災関係機関は、平常時から訓練、研究その他の方法により、本計画の習熟及び周知に努めるとともに、本計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

６　共通用語等

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

・自主防災組織　住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
・要配慮者　高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。
・避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であっ

て、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

・地区防災計画　地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。

・避難場所　災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所及び施設をいう。

・指定緊急避難場所　避難場所のうち、市が指定したもの。

・避難所　避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

・指定避難所　避難所のうち、市が指定したもの。

・基幹避難所　指定避難所のうち、救護所の設置が予定され、地区の拠点となる避難所をいう。

・り災証明書　災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。

・被災者台帳　被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。

第２節　市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　基本方針

(1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進並びに外部支援及び相互協力による補完体制の構築

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、市民、地域及び行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれの責務を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制の構築を目指す。

たとえ、大規模な地震が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い小千谷市」を実現していく。

ア　市民及び企業等に求められる役割

(ｱ) 市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

(ｲ) 市民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(ｳ) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(ｴ) 市及び県は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ　地域に求められる役割

(ｱ) 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

(ｲ) 市民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

(ｳ) 企業等は、その立地地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

(ｴ) 市及び県は、市民及び企業等による安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ　市、県及び防災関係機関に求められる役割

(ｱ) 市、県及び防災関係機関は、災害時における市民等の安全確保並びに被災者の

救済及び支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、次の取組により災害対応能力の維持と向上に努める。

ａ　専門知識を持った職員の養成及び配置並びに災害時の組織体制の整備

ｂ　業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎、設備、施設、装備等の整備

ｃ　職員の教育、研修及び訓練の実施

ｄ　市、県及び国の研修機関等の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

ｅ　ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

ｆ　災害対応業務のプログラム化、標準化

ｇ　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築

ｈ　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

(ｲ) 市、県及び防災関係機関は、平時から、市民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。

(ｳ) 市、県及び防災関係機関は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(ｴ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市、県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

(ｵ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

(ｶ) 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(ｷ) 市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

エ　支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国及び他の地方公共団体からの支援や、ＮＰＯ、ボランティア、企業、団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア　各業務の計画の策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、

それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第２章及び第３章の関係する各節において具体的な対応策を示す。

イ　各業務の計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ考慮する。本計画では、本章第４節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、第２章及び第３章の関係する各節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア　過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ　関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ　研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、市民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

２　市民及び防災関係機関の責務

(1) 市民及び企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民及び企業等はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民及び企業等は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動への参加及び協力並びに地域における自主防災活動を積極的に行う。

(2) 小千谷市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民等の協力を得て地震防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

また、小千谷市消防本部（以下「消防本部」という。）は、あらゆる災害に対応できるよう、組織及び感染症対策を含めた施設の整備拡充を図り、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）及び消防法（昭和２３年法律第１８６号）に定める消防の任務にあたる。

(3) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア　政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業、団体及び地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ　災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ　市町村の防災活動を支援し、かつ、その調整を行う。

オ　平常時から自主防災組織やＮＰＯ等のボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ　新潟県地域防災計画の実効性を高め、地震災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

３　各機関の事務又は業務の大綱

小千谷市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。なお、次表に記載のない機関については、県地域防災計画を参照する。

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
小　千　谷　市	○ 小千谷市防災会議に関すること。 ○ 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 ○ 災害予警報等の情報伝達に関すること。 ○ 被災状況に関する情報収集に関すること。 ○ 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること。 ○ 被災者の救助に関すること。 ○ 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ○ 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 ○ 消防活動及び浸水対策活動に関すること。 ○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 ○ 要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 ○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 ○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 ○ 上下水道等公営事業の災害対策に関すること。 ○ し尿の処理及び処分に関すること。 ○ 可燃ごみの処理及び処分に関すること。 ○ 不燃ごみの処理及び処分に関すること。 ○ 火災予防及び火災による災害防止対策・指導に関すること。
新　　潟　　県	○ 新潟県防災会議に関すること。 ○ 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。 ○ 災害予警報等の情報伝達に関すること。 ○ 被災状況に関する情報収集に関すること。 ○ 災害広報に関すること。 ○ 避難指示等に関すること。

		○ 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること。 ○ 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 ○ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ○ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 ○ 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること。 ○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 ○ 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 ○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 ○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ○ 緊急通行車両の確認に関すること。 ○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 ○ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ○ 他の都道府県に対する応援要請に関すること。
新潟県警察本部 小千谷警察署		○ 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること。 ○ 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。 ○ 行方不明者の捜索及び死体の検死に関すること。 ○ 犯罪の予防及び取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。
指定地方行政機関	小出労働基準監督署	○ 災害時における産業安全確保に関すること。
	北陸農政局	○ 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。 ○ 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。
	中越森林管理署	○ 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 ○ 民有林直轄治山事業の実施に関すること。 ○ 災害復旧用資材（国有林材）の供給に関すること。
	信濃川河川事務所	○ 信濃川中流及び大河津分水路についての改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
	湯沢砂防事務所	○ 国の指定した直轄工事施工区域内における砂防業務の実施及び災害復旧に関すること。

	長岡国道事務所	○ 国道の維持修繕及び災害復旧に関すること。 ○ 一般国道の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。
陸上自衛隊高田駐屯地		○ 防災関係資料の収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 ○ 災害時における県の情報収集活動への協力に関すること。 ○ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救護活動の実施に関すること。
指定公共機関	日本郵便株式会社 小千谷郵便局	○ 災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	東日本旅客鉄道㈱ 小千谷駅	○ 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
	東日本旅客鉄道㈱ 信濃川発電所	○ 山本山調整池の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。
	ＮＴＴ東日本㈱ 新潟支店	○ 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。 ○ 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
	㈱NTT ドコモ新潟支店	
	㈱ＫＤＤＩ新潟支店	
	ソフトバンク㈱	
	東北電力ネットワーク㈱長岡電力センター	○ 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 災害時における電力の供給の確保に関すること。
	北陸ガス株式会社	○ ガス施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 災害時におけるガスの供給の確保に関すること。
	日本通運㈱魚沼営業所	○ 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	日本赤十字社 新潟県支部	○ 災害時における医療救護に関すること。 ○ 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 ○ 災害時における輸血用血液の供給に関すること。 ○ 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること。 ○ 労働奉仕班の編成、派遣のあっせん及び連絡調整に関すること。
	東日本高速道路㈱ 新潟支社 長岡管理事務所 湯沢管理事務所	○ 高速自動車国道の防災管理に関すること。 ○ 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関すること。 ○ 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。
指定公共機関地方	土地改良区	○ 水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること。
	越後交通㈱小千谷営業所	○ 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。

	㈱新潟放送	○ 津波警報、気象警報等の放送に関すること。 ○ 災害時における広報活動に関すること。
	㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ	
	㈱テレビ新潟放送網	
	㈱新潟テレビ２１	
	㈱エフエムラジオ新潟	
	長岡移動電話システム㈱	
	㈱新潟日報社長岡支社	○ 災害時における広報活動に関すること。
その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	小千谷商工会議所	○ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること。 ○ 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。
	魚沼農業協同組合	○ 災害時における緊急物資の調達並びに救助用物資及び資材の確保及び斡旋に関すること。
	小千谷市魚沼市医師会	○ 災害時における医療救護に関すること。
	一般診療所・病院	○ 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ○ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	一般運輸事業者	○ 災害時における緊急輸送に関すること。
	危険物関係施設の管理者	○ 災害時における危険物の保安措置に関すること。
	社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会	○ 市災害ボランティアセンターの設置に関すること。
コミュニティ組織、町内会、集落、自主防災組織等		○ 防災活動への協力に関すること。 ○ 避難誘導への協力に関すること。 ○ 避難所運営への協力に関すること。 ○ 防災知識の普及に関すること。 ○ 自主防災組織の組織化の促進に関すること。

第３節　小千谷市の特質と過去の地震災害

１　小千谷市の地質、地形などの特性

(1) 地形

本市は、１５５ｋ㎡余の総面積を有し、東西南の三方を丘陵地で囲まれ、北方だけが開けて広大な新潟平野につながっており、市域の４１．４％を山林、原野が占めている。

市内を二分して南北に流れる信濃川流域に、小千谷台地、山本山台地及び内ヶ巻台地などを中心に河岸段丘が形成され、段丘面と段丘崖からできている階段状の地形をなしており、山あり河ありの自然に恵まれている地域である。

段丘は、信濃川に沿って低くなっており、農用地は、山間地帯と平坦地帯とに区分することができる。

(2) 地質

市域で見られる最も古い地層は、約７００万年から５００万年ほど前の新生代における中新世後期の椎谷層で、鮮新世の西山層、灰爪層とともに東部丘陵地帯と南部の一部に分布している。西部には魚沼層が広く分布し、段丘の基盤となっている。また東部の金倉山周辺には、西山層の火山角礫岩が分布している。さらに中央信濃川流域は第四紀洪積段丘堆積物及び沖積層により構成されている。

東部西山層においてはエゾマタキガイの貝化石が、野辺川の灰爪層からはキララガイの貝化石が発見され、さらに南西部に広がる魚沼層はシルト層、砂層等の各種地層からできており、魚沼層最下部累層からはトドやクジラの化石も発見されている。

土壌は洪積層の砂れき、砂、シルト、泥及びこれらの互層を母材として地域に分布しており、一般に土層は浅く、段丘及び魚沼層郡は、脆弱な地質から形成されているため、各地に地すべり、砂防等の指定地を多く抱えている。

２　過去の地震とその被害

○県中部地震　・・・・・昭和８年１０月４日発生

県中部でマグニチュード６．１の地震があり、屋根石の落下、壁の亀裂などの被害を被った。

○新潟地震・・・・・昭和３９年６月１６日発生

６月１６日午後１時２分、突如として粟島南方付近を震源とする大地震が発生し、陸上に大きな被害を及ぼすとともに津波が起こり日本海沿岸に来襲した。この地震は、かつて関東大震災にも匹敵する大規模なものといわれ、新潟市では震度５の強震であったが、岩船方面では地域によって震度６の烈震、局部的には震度７の激震に相当するところもあった。

この地震によって、新潟県内ではほとんど全市町村に建物、農地、土木施設等何らかの被害がもたらされたが、本市では、次の被害を被った。

●被害状況
負 傷 者・・・５人（重傷者２人、軽傷者３人）
住家被害・・・半壊　３棟、一部破損　３０５棟

○新潟県中越大震災（新潟県中越地震）・・・平成１６年１０月２３日発生

１０月２３日午後５時５６分、中越地方を震源とする大地震が発生し、本市に甚大な被害をもたらした。

この地震は、中山間地の内陸直下において発生した地震で、震源域付近を中心に強い揺れとなり、気象庁が昭和２４年に震度７を設定して以来、初めて計測震度計で震度７を記録するとともに、本震直後２時間以内に震度５弱以上の余震が１０回以上発生するなど、大きな余震が続発した地震であった。また、地震発生前までの降雨により軟弱となっていた地盤が、崩れるなど、複合的要因により大きな被害をもたらした地震でもあった。

多数の避難者、山間部集落の孤立、河道閉塞による二次災害のおそれなどが生じ、これに対し、防災行政無線の途絶や備蓄物資の不足などから、災害対応に混乱が生じた。この地震によって、本市では次の被害を被った。

●被害状況　（平成２１年１０月１５日現在）
死 亡 者・・・１９人（市民１７人）
負 傷 者・・・７８５人（重傷者１２０人、軽傷者６６５人）
住家被害・・・全壊６２２棟、大規模半壊３７０棟
半壊２，３８６棟、一部損壊７，５１４棟
火　　災・・・住宅２棟

表１　本震および余震域で発生したマグニチュードが５．０以上又は最大震度が５弱以上の地震の震源要素（２００４年１０月２３日～２００５年８月３１日）

	震源時		北緯	東経	マグニチュード	深さ(km)	最大震度	小千谷市震度(消防本部内)
	(年月日)	(時分)						
本震	2004/10/23	17時56分	37度17.5分	138度52.0分	6.8	13	7	６強
	2004/10/23	17時59分	37度18.7分	138度51.3分	5.3	16	５強	５強
	2004/10/23	18時03分	37度21.2分	138度59.0分	6.3	9	５強	５強
	2004/10/23	18時07分	37度20.8分	138度51.9分	5.7	15	５強	５強
	2004/10/23	18時11分	37度15.1分	138度49.7分	6.0	12	６強	６強
最大余震	2004/10/23	18時34分	37度18.3分	138度55.8分	6.5	14	６強	６弱
	2004/10/23	18時36分	37度15.3分	138度56.4分	5.1	7	５弱	５弱
	2004/10/23	18時41分	37度14.3分	138度56.4分	4.2	9	５弱	３
	2004/10/23	18時57分	37度12.3分	138度51.8分	5.3	8	５強	５強
	2004/10/23	19時36分	37度13.0分	138度49.4分	5.3	11	５弱	５弱
	2004/10/23	19時45分	37度17.7分	138度52.5分	5.7	12	６弱	６弱
	2004/10/23	19時48分	37度17.8分	138度50.1分	4.4	14	５弱	５弱
	2004/10/24	14時21分	37度14.7分	138度49.5分	5.0	11	５強	５強
	2004/10/25	0時28分	37度12.1分	138度52.2分	5.3	10	５弱	５弱
	2004/10/25	6時04分	37度19.8分	138度56.8分	5.8	15	５強	５強
	2004/10/27	10時40分	37度17.5分	139度02.0分	6.1	12	６弱	５強
	2004/11/4	8時57分	37度25.8分	138度54.9分	5.2	18	５強	５弱
	2004/11/8	11時15分	37度23.7分	139度01.9分	5.9	ごく浅い	５強	４
	2004/11/10	3時43分	37度22.1分	139度00.0分	5.3	5	５弱	３
	2004/12/28	18時30分	37度19.3分	138度58.9分	5.0	8	５弱	３

第４節　複合災害時の対策

１　計画の方針

(1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資器材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員・資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資器材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) 原子力災害への対応

原子力災害が複合的に発生した場合の対応は、「原子力災害対策編」の定めるところによる。

２　積雪期における地震と対策

(1) 積雪期の気象状況

本市の気象は、日本海側特有の気候で、冬季は季節風が強く、１１月から降雪を見て翌年４月まで根雪期間となり、平坦地で２～２．５ｍ、山間地で３～３．５ｍの積雪で特別豪雪地域である。

主な気象記録は、次のとおりである。

（消防本部資料：平成１７年から令和３年までの平均値）

区　分	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月
月平均気温　℃	９．０	３．３	０．７	１．１	３．９	９．５
降　雪　量　㎝	１．９	１２４．８	２６５．１	１８６．２	５０．７	１．２
最大積雪深　㎝	１．４	５２．６	１１９．５	１４７．１	１０２．１	２３．１

(2) 過去の積雪期の地震災害

積雪期の地震としては大きな被害をもたらしたものに、長岡地震がある。

ア　発生年月日　　昭和３６年２月２日　午前３時３９分

イ　震源　　北緯３７．５度　　東経１３８．８度

ウ　規模　　マグニチュード　５．２

エ　発生時の積雪　　１７０～２００㎝

オ　被害状況

(ｱ) 建物被害　住家全壊　２２０棟　半壊　４６５棟　一部破損　８０４棟

(ｲ) 人的被害　死者　５人　負傷者　３０人

(ｳ) 電力被害　電柱折損　１本　電柱傾斜　６本　電線切断　４５４か所

カ　地震の特徴

地震の規模はそれほど大きくなかったが、直下型の地震であったため、局地的に非常に大きな被害が発生し、震央付近の４集落では全壊率が５０％を超えた。

キ　積雪が地震に与えた影響

被災地付近の積雪は、１．７～２ｍ位であったが、ほとんどの家が３～４回程度の雪下ろしを行っており、屋根に残っていた雪は多くても３０～４０㎝位であった。したがって、積雪が住家の被害を大きくした直接の原因とはなっていないと考えられる。

一方、構造的に弱く屋根上の積雪も住家より多かったと思われる作業所、物置等の非住家では、被害が大きかったと言われている。

また、雪中に埋もれていた石灯篭、こまいぬ、墓石等の転倒はなく、これらは周囲の積雪による保護の結果と考えられる。住家でも１階部分が積雪によって支えられていたため、倒壊を免れた例もあった。しかし、これらの家屋の中には融雪にしたがって倒壊が進むこととなったものもあった。

以上に記述したように、長岡地震は震央付近の地盤が第３紀層及び洪積層の上を軟弱な沖積層がおおっていた地質に加えて、地下約２０ｋｍの比較的浅いところで発生したため、局地的に甚大な被害を与えたと考えられる。幸い、屋根雪下ろしの後のため屋根に残っていた積雪による影響は比較的少なかったが、多く残っていた場合は建物により大きな被害があったものと推定されている。

(3) 地震に対する積雪の影響

積雪は地震災害に対し、被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因となることが考えられる。

ア　被害拡大要因

特に、家屋被害、地震火災、雪崩及び人的被害を拡大させることが想定される。

(ｱ) 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪荷重により、倒壊家屋が多く発生するおそれがある。

一方、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅については、実質上の１階が鉄筋コンクリート、２・３階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

(ｲ) 火災の拡大

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難さとあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源のうち、ほとんどの暖房器具は対震自動消火装置が装備され

ているうえ、ガスについては都市ガス、ＬＰガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ１００％普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒等がない限り、発火することは少なくなった。

しかし、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い一方、近年ファッション性を重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

(ｳ) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温化で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

(ｴ) 人的被害の多発

家屋の倒壊、火災、雪崩による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の市民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また､道路においても沿道の建物からの落雪や､後述する雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者や走行中の自動車に被害が及ぶおそれがある。

イ　応急対策阻害要因

(ｱ) 情報の収集及び伝達活動への影響

山間地では、雪崩等により道路や通信手段が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。

それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

(ｲ) 緊急輸送活動への影響

積雪により道幅が狭まっているうえ、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されるため、交通麻痺により緊急輸送活動が著しく困難になる。

(ｳ) 消防活動への影響

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になると予想される。

(ｴ) 救出活動への影響

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷きになった者の発見及び救出が困難になると予想される。

(ｵ) 重要施設の応急復旧活動への影響

積雪により、被害箇所に到達できない場合や、地下埋設管を掘り出せない場合などが想定され、除雪作業に時間を要する状況にあっては短時間での復旧が極めて困難になると予想される。

ウ　応急対策需要増加要因

テント泊、車中泊などによる屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を受入れしきれなくなるほか、避難施設での寒さ対策が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、雪崩の危険性等のため避難の指示等が長期間継続するほか、道路除雪の困

難な状況となり、ガス、電気、水道等のインフラ復旧が遅れるとともに、応急仮設住宅の着工が困難であることなどにより、避難生活が長期化することが予想される。

エ　地震後の降雪による影響

(ｱ) 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地すべりが発生するおそれがある。中越大震災直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

(ｲ) 屋根雪による建物の二次倒壊の危険性

地震により基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量であっても倒壊する危険性が高くなる。本市では、中越大震災による全壊家屋がその後の積雪により倒壊した棟数は、住家３１棟、非住家２９棟にのぼった。

(ｳ) 被災建物の屋根を保護するシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、本市では、ブルーシート上の雪が落下する事故により２人が死亡した。

(ｴ) 除雪の困難性

地震後も降雪が継続した場合、多くの応急対策は除雪作業から始まることとなり、多大の労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要になる。

(4) 積雪期の地震対策の基本方針

積雪はさまざまな面で地震被害を拡大させ、被災した状況の深刻化を招くことが予想されるため、豪雪地帯においては積雪期の地震発生を前提として地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に、関係する業務の各節において具体的な災害予防及び応急対策を記述するものとする。

ア　救助及び消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する。

（耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底）

イ　孤立する可能性のある地区を中心に、自立的防災力の向上を図る。

（通信手段及び電源の確保、家庭における備蓄の強化、公的な備蓄資機材の配備、自主防災活動の強化）

ウ　積雪、寒冷、悪天候等を想定した応急対策の実施方法を検討する。

（被災者の屋内への受入れ、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策）

エ　雪に強い輸送経路及び輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める。

（スノーシェッド等の道路雪崩対策、装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備）

第５節　地震被害の想定

本計画策定の前提となる地震の想定については、従来、その規模、震源及びそれにより引き起こされる被害状況等を具体的に想定することが困難なため、過去に県内で発生した地震をもとに、日本海沿岸で発生する地震と内陸で発生する地震の２つのタイプの地震を想定し、被害状況は、過去の被災例からおおまかに類推していた。

しかし、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、新潟県に大きな影響を与えると予想される地震について最近の科学的知見をもとに検討し、地震発生時の人的及び物的被害を具体的に想定し、被害額も試算する必要性が認識されたことを受け、県は、平成７年から平成１０年にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施された。

その後、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震、平成 19 年７月に発生した新潟県中越沖地震といった県内に大きな被害を生じさせた地震を経験するとともに、平成 23 年３月に発生した東日本大震災をはじめ、最近では平成 30 年９月の北海道胆振東部地震など県外でも大きな被害を生じさせた地震が発生している。また、前回調査から 20 年以上が経過していることから、想定技術の進歩、社会情勢の変化や平成 29 年度公表の津波浸水想定調査結果など、新たな知見の蓄積が進んでいる。

このため、地域防災計画をはじめ、防災に係る各種計画の見直しや、住民等の防災意識の向上を図ることを目的に、平成 10 年以来２回目となる地震被害想定調査が令和元年６月 14 日から令和４年１月 31 日に実施された。

本市は、中越大震災規模の地震を主に想定しながら、本調査の結果及び基礎データを、地元における地震被害想定の参考とし、地震防災対策の推進に努めるものとする。

１　新潟県地震被害想定調査の概要

(1) 調査の項目

本調査で実施した調査項目は以下のとおりである。また、各調査項目における評価の対象、単位、内容及び季節や時刻等の条件の概要は、次のとおりである。

ア　自然条件調査

・想定地震の検討
・地形及び地質状況の整理
・地盤分類

イ　自然現象の予測

・地震動の予測
・(地盤の) 液状化の危険度予測
・地震土砂災害の危険度予測
・津波危険度の予測

ウ　被害想定

・建築物被害
・出火及び延焼被害
・人的被害
・地震水害
・農業かんがい施設被害
・被害額算出

・ライフライン被害　　・災害、対策活動シナリオ
・交通施設被害　　・冬季に想定される被害の拡大
・生活への支障

エ　総合検討

(2) 調査の性格

本調査は、調査の性格上、地震被害の全体像を把握するための目安として活用するものであり、調査結果の活用に当たっては、次の点に留意が必要である。

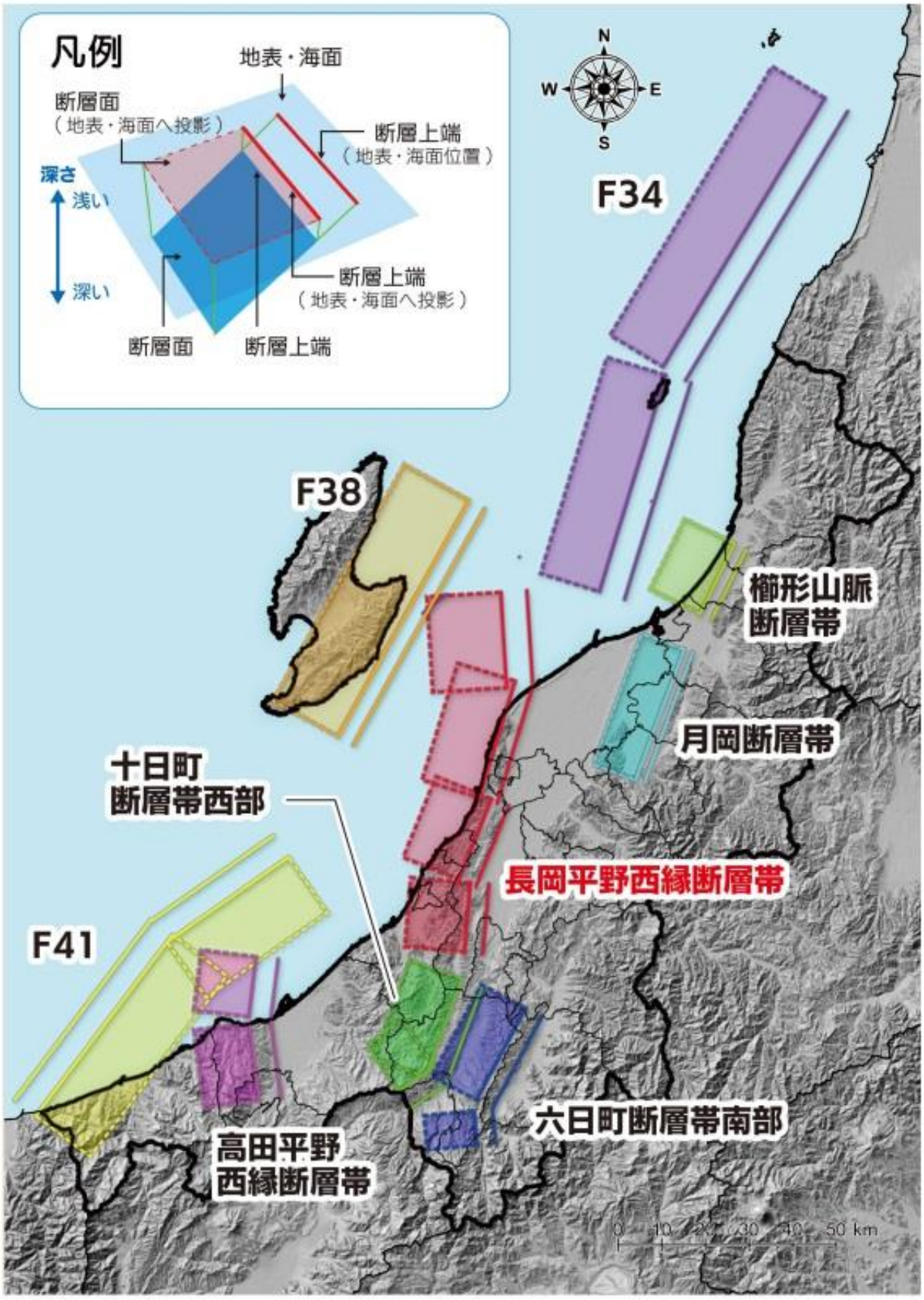
ア　想定地震

新潟県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえた上で、県内主要都市の被害が甚大となると考えられる地震が想定されている。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

			走向	傾斜度	長さ	幅	上端深※	MW	発生確率
1	櫛形山脈断層帯	内陸地震	206.3	45.0	18.0km	18.0km	3.0km	6.40	ほぼ0.3%～5%
2	月岡断層帯		200.3	55.0	32.0km	18.0km	3.0km	6.80	ほぼ0%～1%
3	長岡平野西縁断層帯		176.5	45.0	22.0km	24.0km	6.0km	7.50	2%以下
			202.0	55.0	20.0km	24.0km	6.0km	7.50	
			185.0	55.0	16.0km	24.0km	6.0km	7.50	
			197.0	55.0	28.0km	24.0km	6.0km	7.50	
4	十日町断層帯西部		200.3	45.0	24.0km	18.0km	5.0km	6.80	3%以上
			236.0	45.0	10.0km	18.0km	5.0km	6.80	
5	高田平野西縁断層帯		187.0	45.0	14.0km	18.0km	50.0km	6.80	ほぼ0%
			172.5	45.0	18.0km	18.0km	5.0km	6.80	
6	六日町断層帯南部		208.2	50.0	24.0km	18.0km	5.0km	6.80	ほぼ0%～0.01%
			174.5	50.0	8.0km	18.0km	5.0km	6.80	
7	F34	海域地震	211.0	45.0	71.9km	18.0km	6.0km	7.71	-
			197.0	45.0	52.0km	19.7km	6.0km	7.71	
8	F38		209.0	45.0	62.6km	23.6km	4.0km	7.46	-
9	F41		37.0	45.0	51.5km	22.7km	6.0km	7.60	-
			55.0	45.0	34.1km	22.7km	6.0km	7.6	

【想定地震位置図】　出典：新潟県地震被害想定調査報告書（新潟県）令和４年３月



イ　季節・時刻等の条件

県民の生活様式及び最悪の被害発生を想定し、季節や時刻に応じて人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な以下の３シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害等は、風速・風向によって被害の様相が異なるため、県内の過去の風速・風向を参考に、３シーンにおける平均風速と強風風速及び最多風向を反映した想定を行った。

(ｱ) 冬・深夜
(ｲ) 夏・12 時
(ｳ) 冬・夕 18 時

２　調査結果

各想定地震における当市の被害想定等を次の一覧表に示す。

ここで示す想定結果は、被害が最大となる冬 18 時強風（人的被害については冬深夜強風）のケースである。

調査結果から、過去に経験した地震の被害を上回る建物の倒壊や火災による焼失、人的被害の他、ライフラインや交通施設の被害、避難者などの生活への支障など、様々な災害が発生することが想定される。

また、当市は特別豪雪地帯に指定され、１年の 1/3 が積雪に覆われている地域であるため、冬季に地震が発生した場合は、積雪の影響で地震による被害が拡大することも懸念される。

【建物被害】

建物被害 / 想定地震	揺れ		液状化				土砂崩壊		地震火災		
	全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）	うち大規模半壊（棟）	うち半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）	全出火（棟）	炎上出火（棟）	消失棟数（棟）
F34	0	0	6	208	74	134	0	0	0	0	0
F38	0	1	8	289	103	186	0	0	0	0	0
F41	18	436	13	473	169	304	4	10	0	0	1
櫛形山脈断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月岡断層帯	0	0	1	28	10	18	0	0	0	0	0
長岡平野西縁断層帯	1,763	4,517	18	664	236	427	18	43	4	3	74
十日町断層帯西部	1,922	4,236	18	664	237	427	21	50	5	3	28
高田平野西縁断層帯	0	0	1	29	10	19	0	0	0	0	1
六日町断層帯南部	591	2,545	17	639	228	411	18	41	2	1	4

【人的被害】

人的被害／想定地震	死者数				負傷者数			
	建物倒壊（人）	うち屋内※（人）	土砂崩壊（人）	地震火災（人）	建物倒壊（人）	うち屋内※（人）	土砂崩壊（人）	地震火災（人）
F34	0	0	0	0	0	0	0	0
F38	0	0	0	0	0	0	0	0
F41	1	0	0	0	89	8	0	0
櫛形山脈断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0
月岡断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0
長岡平野西縁断層帯	111	2	1	0	1,222	36	2	0
十日町断層帯西部	121	2	2	0	1,209	38	2	0
高田平野西縁断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0
六日町断層帯南部	37	1	1	0	606	19	2	0

人的被害／想定地震	重傷者数				軽症者数			
	建物倒壊（人）	うち屋内※（人）	土砂崩壊（人）	地震火災（人）	建物倒壊（人）	うち屋内※（人）	土砂崩壊（人）	地震火災（人）
F34	0	0	0	0	0	0	0	0
F38	0	0	0	0	0	0	0	0
F41	2	1	0	0	87	6	0	0
櫛形山脈断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0
月岡断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0
長岡平野西縁断層帯	191	7	1	0	1,031	29	1	0
十日町断層帯西部	209	7	1	0	1,000	30	1	0
高田平野西縁断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0
六日町断層帯南部	65	3	1	0	541	15	1	0

※　「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物」の値

【ライフライン被害】

ライフライン被害／想定地震	上水道	下水道	電力	通信	ＬＰガス
	断水人口（人）	被害人口（人）	停電軒数（軒）	不通回線数（回線）	供給支障数（戸）
F34	0	2,276	0	0	0
F38	5	4,535	3	3	0
F41	3,122	10,364	1,836	1,654	1
櫛形山脈断層帯	0	0	0	0	0
月岡断層帯	0	282	0	0	0
長岡平野西縁断層帯	32,921	14,812	19,317	17,397	15
十日町断層帯西部	31,653	14,946	18,542	16,703	14
高田平野西縁断層帯	1	1,034	1	1	0
六日町断層帯南部	28,187	13,027	16,536	14,894	11

【道路施設被害】

道路施設被害 / 想定地震	橋梁（箇所）	盛土（箇所）	斜面（箇所）	トンネル（箇所）
F34	0	0	0	0
F38	0	2	0	0
F41	2	20	2	0
櫛形山脈断層帯	0	0	0	0
月岡断層帯	0	0	0	0
長岡平野西縁断層帯	7	27	3	0
十日町断層帯西部	5	26	3	0
高田平野西縁断層帯	0	1	0	0
六日町断層帯南部	3	24	3	0

【避難者・要配慮者数】

避難者・要配慮者 / 想定地震	全避難者数			要配慮者数		
	発生直後・１日後（人）	１週間後（人）	１ヶ月後（人）	発生直後・１日後（人）	１週間後（人）	１ヶ月後（人）
F34	39	39	39	2	1	1
F38	55	55	55	2	2	1
F41	187	187	187	8	6	4
櫛形山脈断層帯	0	0	0	0	0	0
月岡断層帯	5	5	5	0	0	0
長岡平野西縁断層帯	3,077	3,077	3,077	127	106	63
十日町断層帯西部	3,178	3,178	3,178	131	109	65
高田平野西縁断層帯	6	6	6	0	0	0
六日町断層帯南部	1,267	1,267	1,267	52	43	26

第６節　緊急地震速報と地震情報

１　緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市区町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、粟島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による緊急告知ラジオ等を通して市民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場

	合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落すことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

新潟地方気象台は、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

２　地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

情報の種類	発表基準	内　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の４区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の

	した場合は発表しない）	発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

３　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内　容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に	地震発生後３０分程度を目処に、地方公共団体が初動期

	対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目処に第１号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

※　地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。